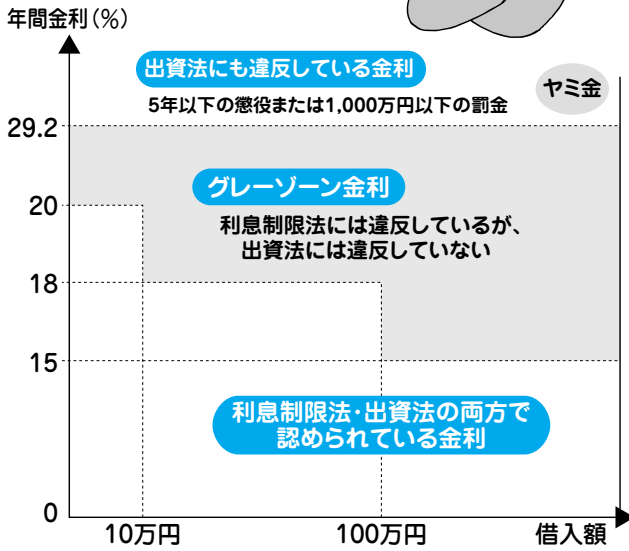
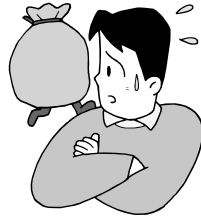


# 多重債務問題は解決できません

## 市消費生活センターへ相談を

昨年10月に開設した多重債務専門相談窓口へ、今年2月までに約500件の相談が寄せられました。相談者の皆さんが置かれている状況はさまざまですが、相談したことにより借金が消え「過払い金」が戻ってきたという事例もあります。ご本人の意思さえあれば多重債務問題は必ず解決することができます。

### 年間金利と借入額から見るグレーゾーン金利



#### ■「多重債務」とは？

多重債務とは、借金の返済や利息の支払いのために、新たな業者から次々と借金を重ねていく状態のことです。多くの場合、徐々に金利の高い業者に手を出すようになり、やがて破綻に追い込まれてしまいます。現在、全国で約230万人が5件以上の貸金業者から借入れをしていると言われていますが、このような悪循環に陥る前に解決することが大切です。

#### ■相談できる場所があります

借金問題は他人に相談しづらいものですが、自分独りで悩んでも解決しません。最悪の場合、自殺に追い込まれてしまうケースもあります。平成18年度における全国の自殺者は3万人以上。そのうち約7000人が「経済・生活問題」を理由にした自殺です。

そのほか、公費滞納・幼児虐待・DV・犯罪など、さまざまな問題との関連が指摘されています。消費生活センターでは専門相談窓口を設け、丁寧にお話を伺い、解決のための手助けをしています。

#### ■グレーゾーン金利とは？

貸金業者の金利（利息）を定めた「出資法」では、年間金利の上限は29.2%です。これを超える金利は無効で、罰則の対象になります。しかし「利息制限法」では、20%まで（10万円までの貸付金利は20%。100万円までは18%。それ以上は15%）です。この「出資法」（最大29.2%）と「利息制限法」（最大20%）の金利差が「グレーゾーン金利」と呼ばれるものです。多くの消費者金融はこの金利帯での貸し付けを行ってきた経緯があります。しかし、平成18年に最高裁判所の判決によって、事実上「グレーゾーン金利」は無効となっています。したがって長年この金利帯で借入れをし、返済を続けている場合、返済する必要のない金

### シンポジウム・多重債務対策支援講座 IN宇都宮

- 日時 4月26日(土)午後1時～5時。
- 会場 市役所14階大会議室。
- 内容 全国でも先進的な取り組みをしている弁護士や自治体職員などが一同に会しての公開討論会。
- 登壇者 新里宏二さん（弁護士・日弁連多重債務対策本部事務局長）、青山定聖さん（弁護士・行政の多重債務対策の充実を求める全国会議代表幹事）、伊澤正之さん（弁護士・宇都宮市消費生活専門委員）、木下浩さん（司法書士・多重債務による自死をなくす会副代表）、稲村厚さん（司法書士・NPO法人ワンダーポート理事長）、禰久孝一さん（鹿児島県庵美市職員）、吉田直美さん（岩手県盛岡市職員）。
- 定員 250人。
- 申込 不要。

市消費生活センター ☎(616)1562

利、本来元本に充当すべき「過払い金」が発生している場合があり、借金の圧縮ができることがあります。

#### ■相談窓口に行くときは

債務の正確な情報が最善の解決方法を導きます。

住宅ローンやクレジットを利用した物品の購入も含め、「クレジットカード」「契約書」「領収書」「振込通帳」、借入先からの「催告書」「督促状」、裁判所からの各種通知など、お手元の全ての関係書類を持参してください。相談の際は、電話での予約をお願いします。相談の際に知り得た個人情報厳守します。ほかの人に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

#### ■個人情報厳守します

相談の際に知り得た個人情報は厳守します。ほかの人に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料。  
HP ホームページ ☑ Eメールアドレス